

蒲郡市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月27日

蒲郡市監査委員	草次英夫
同	永川貴士
同	牧野泰広

令和元年度定例監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、監査の結果に対して是正改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知してください。

1 監査の対象

(1) 機関

消防本部、議会事務局、会計室

(2) 期間及び範囲

令和元年4月1日から令和元年8月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の実施期間

令和元年9月30日から令和元年11月26日まで

3 監査の方法

今回の監査は、契約関係事務、公有財産の管理事務、補助金、負担金等の必要性和その効果並びに所管する個別の事務事業について、関係書類及び証拠書類の照合、調査を行うとともに、関係職員からの説明の聴取、質問を加えながら監査を実施した。

4 監査の結果及び意見

各所管の事務処理について、監査した結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられたので、これらについては、是正改善の措置を講じられたい。

【消防本部】

〔改善事項〕

- 1 業務委託等の契約において、契約書に契約締結日の未記入のものが見受けられたので、契約事務においては適正な事務処理に努められたい。
- 2 交付金交付申請書において、添付の交付金配分明細書の金額に誤りのあるものが見受けられたので、書類等の徴取に当たっては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。

〔注意事項〕

簡易な誤り等が見受けられたので、注意されたい。

【議会事務局】

〔注意事項〕

簡易な誤り等が見受けられたので、注意されたい。